

# 市民と市長の 地域みらい懇談会

【琴海地区】

要望・提案と回答

令和2年8月29日（土）

琴海文化センター

# 市民と市長の地域みらい懇談会【琴海地区】

## 要望・提案一覧

令和2年8月29日（土）開催

### 1～6は当日発表

	要望・提案項目	団体名	担当課	ページ
1	琴海地区の公共施設の有効利用について	琴海地区連合自治会	理財部 資産経営室	1～3
2	琴海地区内流域の 浚渫及び雑木伐採について	村松地区自治会 ・ 西海地区自治会	北総合事務所 地域整備課	4～5
3-①	歩道・う回路・横断歩道等の整備について ①歩道の整備について	形上地区自治会	北総合事務所 地域整備課	6
3-②	歩道・う回路・横断歩道等の整備について ②う回路の整備について	村松地区自治会 ・ 西海地区自治会	北総合事務所 地域整備課	7～8
3-③	歩道・う回路・横断歩道等の整備について ③横断歩道・信号機の設置について	琴海地区少年補導員 連絡協議会	北総合事務所 地域整備課	9
3-④	歩道・う回路・横断歩道等の整備について ③高規格道路の早期実現について	形上地区自治会 ・ 村松地区自治会 ・ 西海地区自治会 ・ 琴海地区少年補導員 連絡協議会	土木部 土木企画課	10～12
4-①	地域コミュニティについて ①高齢者対策	戸根地区自治会	企画財政部 地域コミュニティ推進室 ・ 北総合事務所 地域福祉課	13～14
4-②	地域コミュニティについて ②自治会加入者の減少対策	戸根地区自治会 ・ 村松地区自治会	市民生活部 自治振興課	15～20
5	琴海地区の活性化に係る支援について	琴湖ひとまちづくり ラボ「いなカフェ」	北総合事務所 地域福祉課 ・ 琴海地域センター	21～22
6	小中学生のスポーツ活動と 地域行事への参加について	琴海中学校育友会	市民生活部 スポーツ振興課 ・ 教育委員会 健康教育課	23～24

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
7	北部地区の行政機関の充実について	形上地区自治会	総務部 行政体制整備室	25
8	舞岳城趾の環境整備について	形上地区自治会	土木部 土木企画課 ・ 文化観光部 文化財課	26~27
9	火葬場の誘致について	形上地区自治会	市民生活部 もみじ谷葬祭場	28~29
10	公園開発について	戸根地区自治会	土木部 土木企画課	30
11	デマンド交通について	西海地区自治会	まちづくり部 都市計画課	31~33
12	ごみ箱増設について	大石地区自治会	環境部 中央環境センター	34
13	避難所の課題について	村松地区自治会	防災危機管理室	35~36
14	宅地開発に係る許可について	西海地区自治会	建築部 建築指導課	37
15-①	イノシシ対策について	琴海ニュータウン地区 自治会	水産農林部 農林振興課	38~39
15-②	空き家対策について	琴海ニュータウン地区 自治会	建築部 建築指導課	40
15-③	野良猫対策について	琴海ニュータウン地区 自治会	市民健康部 動物管理センター ・ 北総合事務所 地域整備課	41~50
15-④	粗大ごみ回収について	琴海ニュータウン地区 自治会	環境部 廃棄物対策課	51~52
15-⑤	自治会加入率低下対策について	琴海ニュータウン地区 自治会	市民生活部 自治振興課	53~55

要望・提案項目		団体名	担当課	ページ
16	琴海北部研修センター の施設継続利用について	琴海地区少年補導員 連絡協議会	理財部 資産経営室 ・ 北総合事務所 地域福祉課	56
17	交通安全啓発看板の移管について	時津地区交通安全協会 琴海支部	市民生活部 自治振興課	57
18	自治会内の連絡システム 整備への助成について	琴海地区連合自治会	市民生活部 自治振興課 ・ 防災危機管理室	58～59
19	既存団体の活動と 地域コミュニティの関わりについて	琴海文化協会	企画財政部 地域コミュニティ 推進室	60
20	農業による地域活性化について	(農) きんかい味彩市	水産農林部 農林振興課	61
21	琴海地区の拠点づくりについて	Ensemble(きんかい手づく り夏まつり実行委員会)	北総合事務所 琴海地域センター ・ 商工部 商工振興課	62～63
22-①	北部地区の施設整備について ①琴海北部運動公園周辺の整備	琴海地区連合自治会 ・ 琴海ロードレース 実行委員会	北総合事務所 地域整備課	64～65
22-②	北部地区の施設整備について ②河川の整備	琴海地区連合自治会 ・ 琴海ロードレース 実行委員会	北総合事務所 地域整備課	66
22-③	北部地区の施設整備について ③北部研修センターの整備	琴海地区連合自治会 ・ 琴海ロードレース 実行委員会	理財部 資産経営室 ・ 北総合事務所 地域福祉課	67
23	民生委員の人材発掘問題について	長崎市琴海地区民生 委員児童委員協議会	福祉部 福祉総務課	68
24	世代間交流の方法について	どんぐりまつり 実行委員会	こども部 子育て支援課	69





え、取り組みを進めて参りたいと考えております。

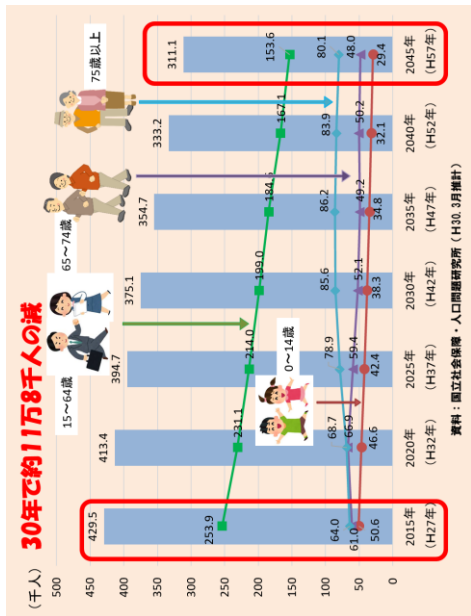
なお、最終的に活用法がない場合は、売却を基本とした自主財源の確保に努めることとしております。

# 1 いま起きている“変化”と状況

## ① 人口減少・少子高齢化が進んでいます

- ・長崎市の人口は、今後30年間で約11.8万人の減少が予想され、それに伴い施設の利用者も減少していくことが予想されます。
- ・「働く世代」の人口が大きく減少して**税収が減少することが予想**されます。
- ・今後**も高齢化が進み、福祉や医療にあてる費用が増えることが予想**されます。

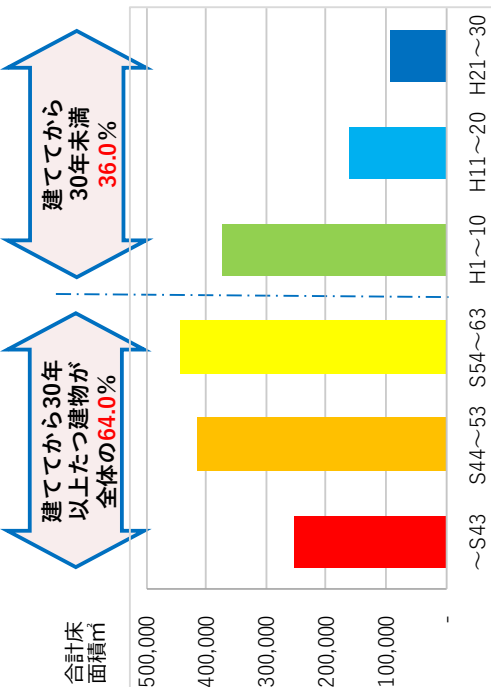
＜人口の将来予想＞



## ② 公共施設が古くなってきています

- ・市の公共施設（主に建物）の半分以上が**築後30年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます**。
- ・今後、**修理や建替えの時期を一斉に迎えます**。

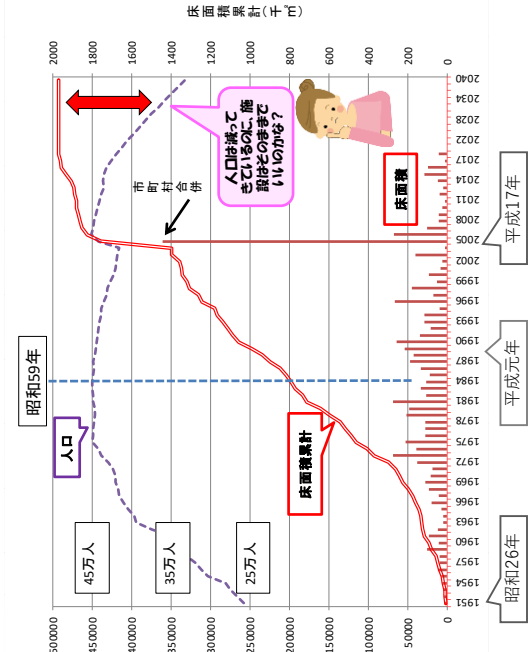
＜施設の築年数と施設の量（床面積）の割合＞



## ③ 人口は減少しているのに施設は多いま

- ・長崎市の人口（.....線）は、昭和59年をピークに減少していますが、**施設の量（床面積、——線）は増え続けてきました**。

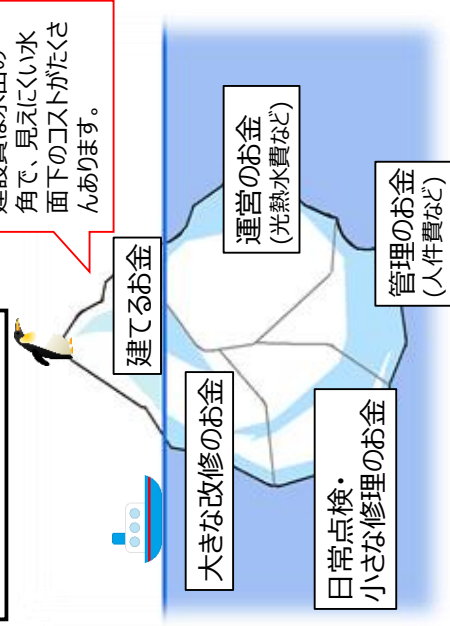
＜施設の床面積と人口の移り変わり＞



## ④ 建物の生涯に必要なお金

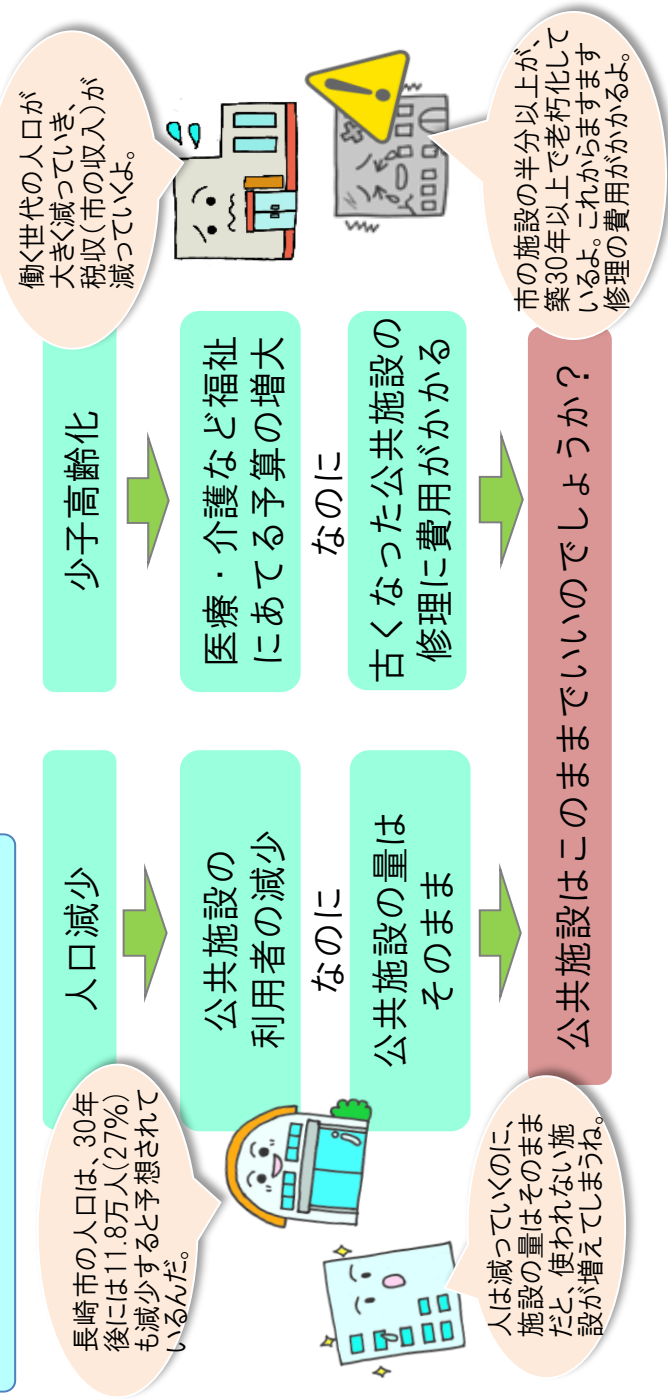
- ・建物にかかるお金は、**初めに建物を建てるお金**だけでなく、**建てた後も建物の管理・運営のための光熱水費や人件費、安全のための日常点検・小さな修理のお金が必要**になります。
- ・また、**建物の老朽化に伴い、定期的に大きな改修のお金もかかります**。
- ・**建物のあり方を考えるときには、建物の生涯にかかるお金全体を考慮する必要があります**。

建物の生涯に必要なお金



# 2 時代の変化に対応できる公共施設の見直し

## 公共施設を取り巻く時代の変化



長崎市の公共施設の将来的な「**建て替え**」や「**改修**」にかかる費用平成27年度から**今後30年間で、不足額は… 879億円**

このままでは**今の施設すべての建て替え・修理はできません**

# 3 公共施設のかしい見直し方

見直しには大きく2つの手法があります。



手法2 施設をまとめる



使い続ける施設と将来廃止予定の施設を分けて、**使い続ける期間に合わせた適切な修理をします**。

建物が減っても工夫することで活動は続けられ、新たな交流も生まれます。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】 北総合事務所 地域整備課

## 要望内容

## 【団体名】

村松地区自治会  
西海地区自治会

## 【件名】

琴海地区内河川流域の浚渫及び雑木伐採について

## 【概要】

大雨時の氾濫予防及び漁船等の航路確保のため、雑木の伐採及び川底の浚渫、護岸工事等について関係機関に早期に働きかけて頂きたい。

## 【回答内容】

1 可能

2 一部可能

3 不可能

④ 調査検討

⑤ 幹旋

6 その他 ( )

琴海地区の代表的河川としては、長崎県が管理する2級河川が6河川と、長崎市が管理する準用河川が3河川あります。

これ以外にも、法定外公共物の青溝、一般的に普通河川と呼ばれる河川が複数あります。

近年の異常気象で豪雨が頻繁に発生しており、長崎市としても、治水対策の必要性を認識しているところです。

河川の氾濫は、河川内の水が流れる断面が豪雨時の流量を満たしていない場合や護岸が脆弱で崩壊するなどにより発生するものです。

原因としては、ご指摘のように河川内に生えた雑木や河床に溜まった土砂等による河川断面の阻害も一因と考えられます。

このことから、琴海地区の長崎県が管理する河川については、村松川及び西海川の河口部の浚渫が昭和63年に行われており、平成19年の浚渫要望の際には県として流下能力に問題ないと判断する旨回答がなされております。

しかしながら、その後年数も経過していること、先の7月6日から7日の大雨では護岸の被災や一部氾濫が発生していることから、長崎市としましても県に対して何等かの対応を強くお願いしたいと考えております。

なお、異常が確認された場所や浚渫が必要な場所があれば、自治会の皆様とも協議をさせていただきながら、逐次長崎県に連絡し対応をお願いして行きたいと考えています。

また、長崎市が管理する河川につきましても、必要に応じて定期的な浚渫や雑木等の除去を実施しているところです。

具体的には、護岸工事を琴海尾戸町の猪越川<sup>いのこえ</sup>、琴海大平町の大平川、琴海戸根町<sup>みあげ</sup>の見上川で実施しており、雑木等の除去につきましては、西海町の<sup>なかごうち</sup>中河内川等で実施する予定です。

この他にも、今回の大雨では溢れた河川もあり、今後は更なる対策を講じる必要があると考えておりますので、自治会の皆様とも協議をさせていただきながら進めてまいります。

いずれにしましても、治水対策は住民の生命財産に直結するものであり、今後も河川の適切な管理に努めてまいります。



## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

北総合事務所 地域整備課

要望内容

【団体名】 村松地区自治会  
西海地区自治会

【件名】 歩道・う回路・横断歩道等の整備について

【概要】 ②う回路の整備について  
う回路の交通量が増えており、速度制限等の対策を講じて頂きたい。

## 【回答内容】

1 可 能          2 一部可能          3 不 可 能          ④ 調査検討

⑤ 幹 旋          6 その他（                      ）

琴海地区の主要幹線道路は国道206号のみであり、朝夕の通勤通学時間帯や土日祝日の夕方には車両が集中し、交通渋滞が発生しています。

また、国道206号において交通事故等が発生した場合は、交通規制等により、渋滞が長時間続くこともあります。

そのため、渋滞時には、琴海戸根町から大石、琴海村松町を經由して西海町に至る、農道や市道が、国道206号のう回路として利用されています。

また、松の迫バス停付近交差点やドラッグストア・モリ前交差点（西海交差点）においても、信号待ちによる渋滞を避け、近接する市道を通行する車両が多く見受けられます。

国道206号の渋滞解消策として、長崎市北部の交通渋滞の緩和はもとより、県北と県南地域の交流人口の拡大、災害時のダブルネットワークの確保など、地域の振興や防災面においても非常に重要な路線である、西彼杵道路

の時津工区建設や琴海地区に係るルート検討も進んでおりますが、完成はかなり先の時期になると推測されます。

ご指摘の農道や市道は、道路幅員が狭く、速度制限表示がないことから、交通量が増加した場合、危険度が増すと思われまますので、その対策として、時速30kmの速度制限が可能か、警察や公安委員会と協議してまいります。

また、速度規制以外の自動車の車両速度抑制方法（別添資料参照）として、車道幅員の減少、路面標示によるイメージハンプ、ハンプ（凸部）や狭さくなどもありますので、地元自治会等と協議しながら検討してまいります。





## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

土木部 土木企画課

要望  
内容

【団体名】

形上地区自治会  
村松地区自治会  
西海地区自治会  
琴海地区少年補導員連絡協議会

【件名】

歩道・う回路・横断歩道等の整備について

【概要】

④高規格道路の早期実現について  
国道206号線混雑緩和のために、琴海地区エリアの早期開通について  
関係機関に働きかけて頂きたい。

【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他（            ）

国道206号の混雑緩和策につきましては、長崎県において地域高規格道路「西彼杵道路」の整備が進められており、これまで、計画延長約50kmの約3割にあたる、佐世保市<sup>さしかたちょう</sup>指方町から西海市西彼町大串郷（大串IC）までの約14kmが供用されており、現在は、「時津工区」として、西彼杵郡時津町日並郷（（仮称）日並IC）から時津町野田郷（（仮称）時津IC）までの約3.4kmにおいて、令和4年度の供用開始を目標に工事が進められています。

このような中、未着手となっている大串ICから（仮称）日並ICまでの区間につきましては、長崎市、佐世保市、西海市、時津町、長与町の3市2町の首長や議長、経済界や交通などの関係団体で構成する「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に、地域の皆様のご協力もいただきながら、早期事業化に向けた要望活動などの取組みを実施してまいりまし

た。

その結果、令和元年11月15日に各分野の代表者で構成する「西彼杵道路計画検討委員会」が設置され、今後の整備の方向性に関する検討が開始されるなど、事業化に向け大きく前進したところです。

これまでの地域の皆様のご理解とご協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

検討委員会の状況ですが、令和2年2月に第2回委員会が開催され、未着手区間にどのようにインターチェンジを配置し、どのようなルートにするのか、4つのパターン案が事務局の長崎県より委員会に対し提示されています。

現在は、第3回委員会を前に、沿線自治体や地域の方々、関係団体、企業などを対象に、インターチェンジの位置などについて意見の聞き取りが行われたところであり、7月12日に道の駅「夕陽が丘そとめ」、14日に北総合事務所において、地域の方や道路利用者の方を対象にアンケートにご協力いただいたところです。

今後は、皆様からいただいたご意見も踏まえ、委員会に置いて検討が進められ、令和2年度中に道路計画の基本的な考え方が取りまとめられる予定です。

また、今年度の取り組みとしましては、今月18日に長崎県ならびに長崎県議会に対して要望を行ったところであり、10月頃に国土交通省九州地方整

備局（福岡市）、11月頃には国土交通省や、県選出国會議員などに対して要望活動を実施する予定としています。

長崎市としましては、この「西彼杵道路」は、同じ地域高規格道路である「長崎南北幹線道路」と一体となって、長崎県の主要都市である長崎市と佐世保市を約1時間で結び、長崎市北部の交通渋滞の緩和だけではなく、県北と県南地域の交流人口の拡大、あるいは、近年、頻発化、激甚化している災害時のダブルネットワークの確保など、地域の振興や地域の安全安心対策においても非常に重要な路線と認識しています。

したがって、令和4年度の時津工区の完成後、速やかに未着手区間の事業着手がなされるよう、引き続き、関係者の方々と連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えていますので、地域の皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

## 回答票

琴海  
地区

## 【担当部課名】

企画財政部 地域コミュニティ推進室  
北総合事務所 地域福祉課

## 要望内容

【団体名】 戸根地区自治会

【件名】 地域コミュニティについて

## ①高齢者対策

急激な人口減少や少子化・高齢化が進展しており、高齢者世帯等の支援を必要とする人を救うため、例えば、元気な高齢者等を活用しながら、持続可能な営みとして、ふれあいサロン等の事業を地域で実施していくことが有効であると考えている。

【概要】 そのためには、行政サービス等の「公助」や自身で解決する「自助」には限界があることから、地域の中で「共助」の力を伸ばしていくことが必要である。

現在、市が地域コミュニティのしくみづくりを進めているが、「共助」の必要性が地域にまだまだ浸透していないため、その必要性の認識を更に深めるよう取り組んでいただきたい。

## 【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他（            ）

近年、人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の変化や多様化など、社会を取り巻く環境が大きく変わってきています。そのような中でも、暮らしやすいまちであり続けるためには、地域の「共助」の力は大切であると考えています。

長崎市が進めている「地域コミュニティを支えるしくみ」は、地域の各種団体が連携して「地域コミュニティ連絡協議会」を設立し、将来を見据えて地域のまちづくりに取り組んでいただくことであり、まさしく「共助」の力で地域のまちづくりを進めていただくというものです。

現在、琴海地区では、「共助」の力を活かした高齢者対策事業として、地域が自主的に立ち上げた高齢者ふれあいサロンや社協サロン等において、レクリエーションや体操、おしゃべりなどを通して交流を深めるといった活動が既に 30 箇所以上で盛んに実施されております。

また、他の地区の取り組みなどもございますので、「地域コミュニティ連絡協議会」設立に向けた話し合いの中で事例としてご紹介していきながら、高齢者対策事業など「共助」の力の大切さをしっかりと地域の皆さんと共有してまいります。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課

要望  
内容【団体名】 戸根地区自治会  
村松地区自治会

【件名】 地域コミュニティについて

②自治会加入者の減少対策

【概要】 高齢化に伴い自治会脱会者が増える一方で、若い世帯は加入を拒む傾向にある。そのため、加入率は低下を続けている。このままだと、不公平感を感じる一方で、公民館の維持、自治会が取り組んでいる各種共助活動の困難になってくるのではと心配。

行政として自治会の将来のあり方、加入率を上げるための施策等について強力なリーダーシップをお願いしたい。

【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他 (            )

自治会は、まちづくりを進めていくための地域コミュニティの核であり、地域の様々な団体同士が連携していく中で重要な役割を果たしています。その一方で、加入率の低下や自治会役員の高齢化、役員のなり手不足の問題等が発生しており、長崎市としても重要な課題の一つであると認識しています。

これらの問題の要因としては、①広く市民に対し、地域を支えている自治会の活動の周知が図られていないこと。②自治会加入の手続きのわずらわしく感じるかたがいらっしゃること。③役員の負担感が増していることや、住民の高齢化が進むにつれ自治会活動の担い手や参加者が減少していることといったものが考えられ、長崎市としても、さまざまな対応策を検討しているところです。

貴自治会におかれましても、ごみステーションの管理をはじめ公園や道路の清掃などの環境美化活動などを行っておられますように、自治会は、地域のまちづくりに関する様々な活動に取り組んでいます。「お住いの地域に自治会があるからこそ、住みよい地域で暮らすことができる」ということを地域の皆さんに周知していく必要があると考えています。

そこで、長崎市では、広報紙「広報ながさき」において、自治会の皆さんの取組みを具体的な事例を交えて紹介させていただき、自治会活動の大切さについてお知らせしています。また、若者にもっと自治会活動に関心を持ってもらうことを目的として、自治会活動をニュース仕立てでまとめた動画を動画投稿サイト YouTube で配信するなど、新しい形での周知に努めています。今後も様々な機会をとらえて、自治会の重要性の周知をより一層図っていきたいと考えております。

また、自治会加入のわずらわしさを解消するために、一つの方策として、ホームページからも手続きを行えるようにしています。お手持ちの携帯電話から QR コードを読み込んでいただくと入力画面に簡単にアクセスでき、手軽に手続きを済ませることが可能です。この QR コードについては、自治会加入促進チラシなどに掲載するなど、皆さんの目に触れるよう活用していくことで、一人でも多くのかたに加入していただきたいと考えております。

役員の負担軽減については、その1つとして、以前から自治会への発送物の減量化に努めておりますが、今年1月の一括発送文書からは、スマートフ



オンによる閲覧も可能となっております。ご利用いただくことで、より簡易に市からの一括発送文書を回覧することができますので是非お試しください。

自治会活動の担い手や参加者の減少につきましては、現在琴海地区においても、地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた話し合いが行われているとお聞きしています。協議会は地域の様々な団体が連携し、地域課題の解決に向けた取り組みを行うものです。協議会を設立した地区では、自治会の皆さんだけでなく、PTA や子育て中の方など地域のたくさんの方に話し合いの場に参加していただいたり、協議会が開催するイベント等に参加していただいたりする中で、改めて自治会活動の大切さを再認識させられたというお声も聞いております。地域のまちづくりのいくつもの場面で、地域の皆さん同士のつながりができていくのではないかと考えますので、一人でも多くの皆さんに、まずは、お声掛けするところから、長崎市も一緒に取り組ませていただければと思います。

今後とも、地域の皆さんの声をお聞きしながら、若い世代から高齢世代の皆さんまで、自治会活動に関わっていただくにはどのような取り組みを行うべきなのか一緒に考え、取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

# 自治会加入促進の取組み

## インターネットからの自治会加入申込み

- ▶ 長崎市ホームページからも自治会の加入申込みができるようになりました。



# インターネットからの自治会加入申込み

- ▶ 自治会加入促進チラシにもQRコードを掲載しています。



表



裏



QRコード

# 自治会加入促進PR動画の作成

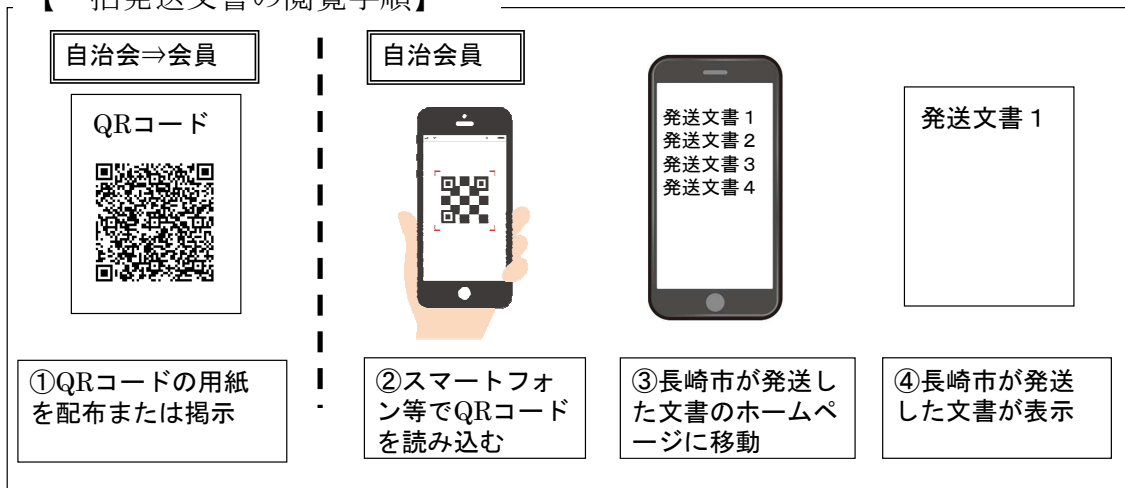
- ▶ 動画投稿サイト「ユーチューブ」で加入促進動画を公開
- ▶ 「長崎市 自治会 動画」で検索できます。



# 自治会の負担軽減

- ▶ 市役所から自治会に発送している文書がスマートフォン等から閲覧できるようになりました。

## 【一括発送文書の閲覧手順】



## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

北総合事務所 地域福祉課  
琴海地域センター

要望内容

【団体名】

琴湖ひとまちづくりラボ  
「いなカフェ」

【件名】

琴海地区の活性化に係る支援について

【概要】

琴海地区には、いなカフェをはじめ、あっと！さ@琴海やアンサンブルなど様々な活動を行っている団体がたくさんあり、まだ知らない団体もあると思う。

いなカフェでは、地域の住民に限らず「琴海をもっと盛り上げたい」という「琴海 LOVERS」な個人や団体が集まって、何か一緒に活動できないかと考えている。

については、そのような個人や団体を繋いで取りまとめる役割を担う人材をその拠点場所へ常駐させて、活動支援を行っていただきたい。

市職員の配置が難しいのであれば金銭的支援を行っていただき、主体団体等が人を雇用したり、または市が委託により人を配置するなどできないか。

また、活動拠点として、四季彩館など市の施設を提供いただきたい。

【回答内容】

1 可 能

② 一部可能

3 不 可 能

4 調査検討

5 幹 旋

6 その他 ( )

平成 29 年 10 月の行政サテライト再編成により地域センター及び総合事務所地域福祉課には「まちづくり支援担当職員」を配置し、市民の皆様からの相談受付、地域の団体や地域の皆様との関係づくり、地域の情報収集・発信、地域行事の開催支援などの業務に取り組んでいます。

ご質問の活動団体等の支援につきましては、「まちづくり支援担当職員」が地域の情報発信を行っていく中で、同じ目的を持った個人や団体などの発掘や連携を図りながら、併せてその活動を支援していくことが可能でございますので、こうした支援についてももしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

また、琴海地区には令和2年2月より3期目の「地域おこし協力隊」隊員も配置されておりますので、情報を共有しながら、地域の活性化に向けて一緒に取り組んでまいります。

その他、人材配置や金銭的支援につきましては、個別に支援していくことは難しいと考えておりますが、地域の様々な団体が連携しながら地域の将来を見据えて地域で取り組む、「地域コミュニティを支えるしくみ」を市内全域で推進し、活動に係る拠点や資金などについて支援することとしておりますので、琴海地区におけるこうした取組みも併せてご検討いただければと考えております。

次に、「活動拠点としての四季彩館などの市の施設の提供」についてでございますが、四季彩館はほぼ全ての箇所が貸館でございますので、現時点では特定の団体に活動拠点として常駐的な利用をしていただくことは難しい状況です。

その他の施設につきましては、具体的に必要なスペースや使用頻度などをお伺いしたうえで使用可能な施設がありましたら個別に判断させていただきます。

いずれにいたしましても、地域の活性化をより効果的に進めていくためには、地域の団体や住民の皆様と地域センター・総合事務所が連携して活動していくことが重要と考えておりますので、地域に寄り添いながらしっかり支援していきたいと考えております。



おり、いろいろな場所で魅力ある取り組みについて展開されることが求められています。

家庭の日（毎月第3日曜日）における市営の体育施設の貸し出しにつきましては、これまでも子どもを対象としたスポーツ大会等での使用許可申請があった場合には、主催者に日程変更をお願いしてきたところですが、日程変更が困難との理由から、大会の円滑な運営を鑑み、やむなく施設の使用を許可するケースもあります。

しかしながら、学校では家庭の日を部活動の休養日とするなど、家族や地域の皆様と過ごせるよう取り組んでいることから、スポーツ大会の主催者には、改めて家庭の日の趣旨をご理解いただけるよう周知を図ってまいりたいと考えております。

そして、地域、家庭、スポーツ団体等がバランスよく活動することで、地域コミュニティの活性化につなげてまいりたいと考えております。



## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

総務部 行政体制整備室

要望  
内容

【団体名】 形上地区自治会

【件名】 北部地区の行政機関の充実について

【概要】

形上さざなみ会館に、北部連絡員事務所を配置しているが、尾戸、形上等琴海北部地区は、バスの便が少なく、高齢者は行政手続き等に深刻な不安を抱いているとの多くの意見がある。

今後、さらに北部地区の行政機関の充実についてご検討いただきたい。

【回答内容】

- 1 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            ④ 調査検討  
5 幹 旋            6 その他 (            )

長崎市役所琴海地域センター琴海北部連絡員事務所は、北部地区の住民の皆様への利便性向上のため、行政サテライト機能再編成の際に設置したものです。

現在、証明書の交付申請の受付及び琴海地域センターが作成した後連絡員事務所に送付された当該申請に係る証明書（住民票の写し、身元証明書、印鑑登録証明書、戸籍の謄本及び抄本、除籍の謄本及び抄本、戸籍の附票の写し、納税証明書、所得課税証明書、固定資産税評価額証明書、固定資産税公課証明書）の交付を行っていますが、行政サテライト機能再編成以降、取扱件数は1か月平均10.9件という状況です。

琴海地区には、琴海地域センター（旧村松事務所）と長浦事務所（旧琴海行政センター）も設置していることから、琴海北部連絡員事務所で行う手続きを増やすことについては、状況を見ながら判断していきたいと考えています。



しかしながら、舞岳城跡が地域の歴史を示す大事な場所であることは十分認識しているところであり、遺跡をこれまで大切に守り、継承してこられた地域の皆様に心から敬意を表します。

長崎市としましても、舞岳城跡を含む周知の埋蔵文化財包蔵地につきましては、文化財保護法の趣旨に基づき、できる限りの保存に努めてまいります。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】 市民生活部 もみじ谷葬斎場

要望  
内容

【団体名】 形上地区自治会

【件名】 火葬場の誘致について

【概要】 一部住民から高齢化と過疎化及び放置農地が進んでいるところから、数年前から火葬場の誘致を要望する意見が出されている。

## 【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            3 不可能            ④ 調査検討  
5 斡旋            6 その他（            ）

もみじ谷葬斎場につきましては、昭和53年12月の全面建て替え以来、41年が経過しておりますが、この間、平成18年度に待合室の改修・増設、駐車場の整備、平成20年度には耐震補強工事を実施しており、利用者の利便性向上、施設の安全確保に努めてきたところです。また、直近におきましても、令和元年度から2ヵ年で屋上防水改修工事、令和2年度には外壁工事を予定しております。

また、施設の根幹である火葬設備についても、現在稼働しているものは、最新の設備ではありませんが、年次計画により改修工事を行いながら、支障なく火葬業務を行っているところです。

もみじ谷葬斎場における遺体の火葬件数につきましては、平成10年度は4,345件、平成20年度は5,069件、平成30年度は5,782件と増加しておりますが、平成28年度に火葬時間の予約制を導入したことにより、火葬件数の増加にも支障なく、円滑に火葬業務を行っているところです。

現在の建物は鉄筋コンクリート造りであり、長崎市公共施設保全計画にお

ける既存施設の目標使用年数が定められていることから、今後も必要な補修をしながら一定期間の使用を考えております。

しかしながら、一方で、故人との最後のお別れの場所として相応しい、円滑で荘厳なお別れができるような、一体的でわかりやすい動線やプライバシーに配慮した施設としては十分ではないこと、また、高齢化の進展に伴う施設のバリアフリー化への対応等の課題もございます。

今後の火葬場のあり方につきましては、これまでも内部で検討を重ねてきておりますが、建替えに関しましては、令和2年度から令和3年度にかけて基本構想を策定することとしておりますので、市民サービスの向上や経済性の観点を十分に踏まえ、将来的な火葬需要等を想定し、施設規模や必要な機能、建替えの時期及び建替えの場所等を含め、総合的に勘案し、中長期的な計画を検討したいと考えています。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

土木部 土木企画課

要望内容

【団体名】 戸根地区自治会

【件名】 公園開発について

【概要】

琴海の「良い所」は豊かな自然（山、川、海：大村湾）とともにもっと緊密に共存できるのではないかと考える。そこで、試みてみてはどのことを記してみた。

例えば、ロンドンにあるセントラルパークのような広大な公園を戸根地区に開発する。場所は、206号道路と大村湾の間の低い山地に広大な公園を開発する。

【回答内容】

1 可能            2 一部可能            ③ 不可能            4 調査検討

5 斡旋            6 その他（            ）

琴海地区におきましては、大村湾の美しい眺望などを楽しめる豊かな自然環境に恵まれており、これらを活かすため「琴海赤水公園」や「琴海中央公園」をはじめ、多くの公園整備を行ってまいりました。近年では、平成26年に「西海児童公園」、平成29年には「さざなみの丘公園」の整備を行ったところです。

これらの取り組みの結果、現在、長崎市が管理する公園は計33箇所、総面積で約28ヘクタールとなっており、市内の他の地区と比較しても、特に公園が充実した地区となっているため、新たな公園整備は難しいものと考えています。

なお、ご提案の場所の海岸沿いは、優れた自然の風景地として、長崎県の「自然公園（大村湾県立公園）」に指定されておりますので、今後も新たな開発は行わず、現在の緑豊かな自然環境を維持していくことが望ましい場所であると考えています。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】 まちづくり部 都市計画課

要望  
内容

【団体名】 西海地区自治会

【件名】 デマンド交通について

【概要】

今、市ではデマンド交通（予約時のみ）を運行しているが、他地区のようなコミュニティバス（定期）が運行できないか？  
どこに行くにも車、買い物、病院、役所・・・限界集落に近づき、免許返納も言われる時、交通体制が整えば返納も進むと思う。

## 【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            3 不可能            4 調査検討  
5 斡旋            ⑥ その他（既存の交通手段の活用            ）

琴海地区においては、国道などの幹線道路を運行する民間の路線バスに加え、定時定路線型のコミュニティバスを当地区内の9つのコースで運行していましたが、1便当たりの利用者が1人未満と少なかったことなどから、平成21年10月より4人乗りのタクシー車両に予約して乗り合わせる、いわゆる「デマンド交通」に変更し、地域の皆様の移動手段の確保に努めています。

このデマンド交通は、当地区を6つに分け、予約がある時に各地区を1日4便運行していますが、西海地区における平成30年度の1便当たりの利用者は約1.5人で、従前のような定時定路線の運行形態に戻すことは難しいものと考えています。

デマンド交通は、ドア・ツー・ドアで移動できる利便性の高い移動手段で、平成31年4月から当日予約を可能とするなど可能な限り使い易いよう改善に努めているところで、引き続き、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、より利用しやすいデマンド交通となるよう努めたいと考えています。

また、このような取組みが継続していくためには、何よりも、多くの人に利用していただく必要がありますので、皆様のご利用をお願いします。

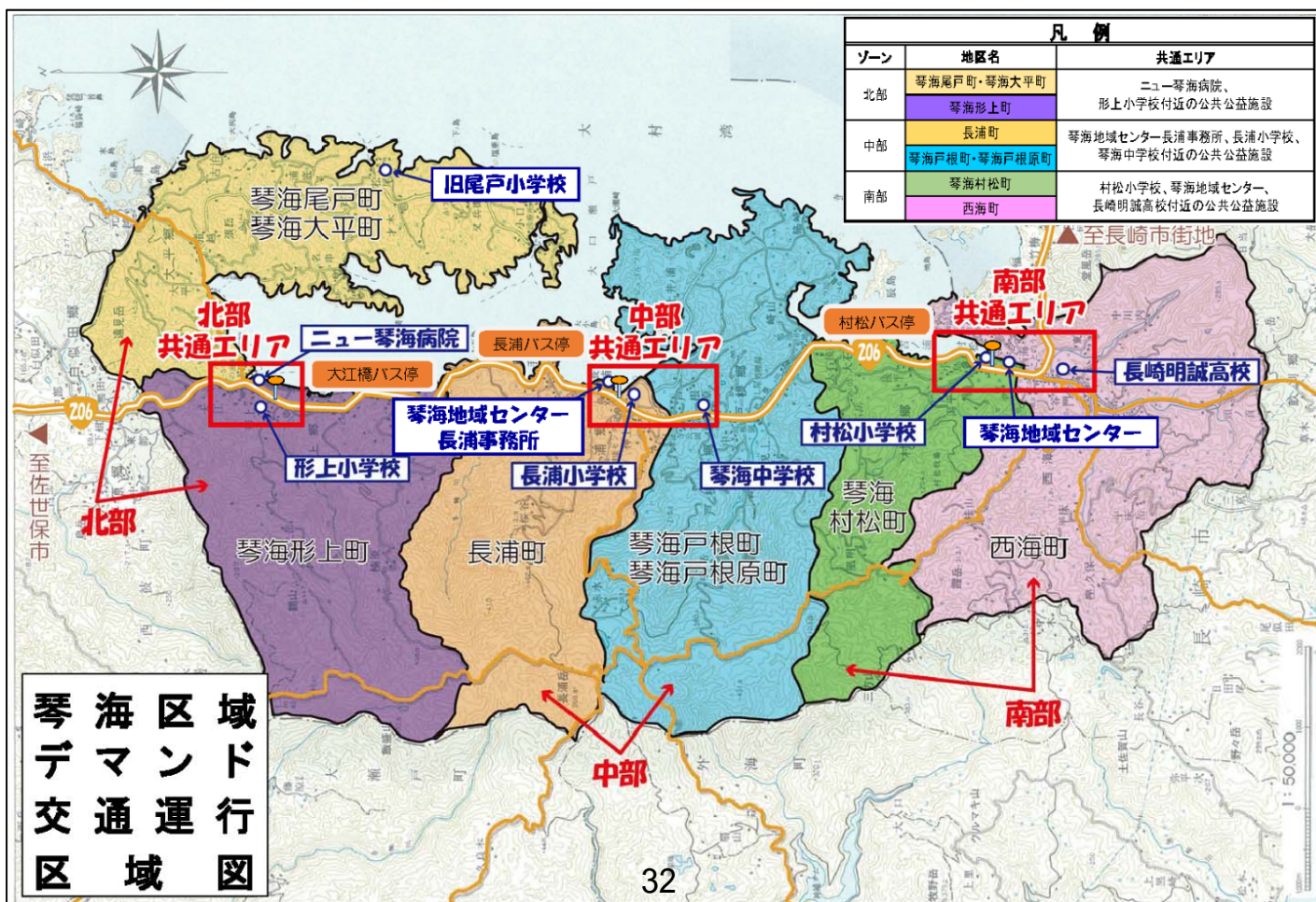
# 長崎市デマンド交通（予約型乗合タクシー）

## ～ 琴海区域～

### デマンド交通とは

予約があった時だけ運行する乗り合わせ型のタクシー

- ◇運休日 土・日・祝日、12月31日～1月3日
- ◇運行時間 午前7時～午後7時
- ◇運行便数 1運行エリアあたり1日4便（予約時のみ）
  - 第1便： 7時～ 9時、 第2便： 9時～11時
  - 第3便： 11時～13時、 第4便： 13時～19時
- ◇運賃 大人300円 小人150円
- ◇予約方法 利用前日または当日の9時～17時の間に電話予約
  - 電話番号 095-850-1030（琴海タクシー）





お使いください！

琴海地区のみんなの足

# デマンド交通

- お問い合わせ窓口
- ・ 運行に関するお問い合わせ先 長崎市 まちづくり部 都市計画課
- ・ 予約に関するお問い合わせ先 (株) 琴海タクシー

(095) 829-1169  
(095) 850-1030

## デマンド交通とは

まずは **お出かけ前日**に  
ご予約のお電話を！  
**095-850-1030**  
(受付時間：午前9時～午後5時)

**1回300円**  
同一の運行区域内なら、  
どこまで乗っても300円  
(子ども150円)お気軽に  
ご利用下さい。

**火水金**  
午前7時～午後7時  
1運行区域当たり、  
1日4便

ただし、土曜日、日  
曜日、祝祭日、年末  
年始(12/31-1/3)は、  
運休いたします。

**玄関先から  
玄関先まで！**  
自宅から友達の家、自宅から病  
院など、運行区域の中なら玄関  
先から玄関先まで送迎します。

デマンド交通は、上手に乗り合うことで運行経費を抑えるしくみです。  
みなさんのちよっとした譲り合いで、多くの人を乗せて走ることができます！

## ご利用方法(例)

◆ **まず、電話(095-850-1030)をかけて、希望の内容を伝えます。**



「岩立」の「長崎太郎」ですが、明日、「9時」に出発して「〇〇病院」までお願いします。

9時にお迎えで、〇〇病院までですね。予約状況を確認しますので、少々お待ちください。



### ご希望通りの予約が取れた場合



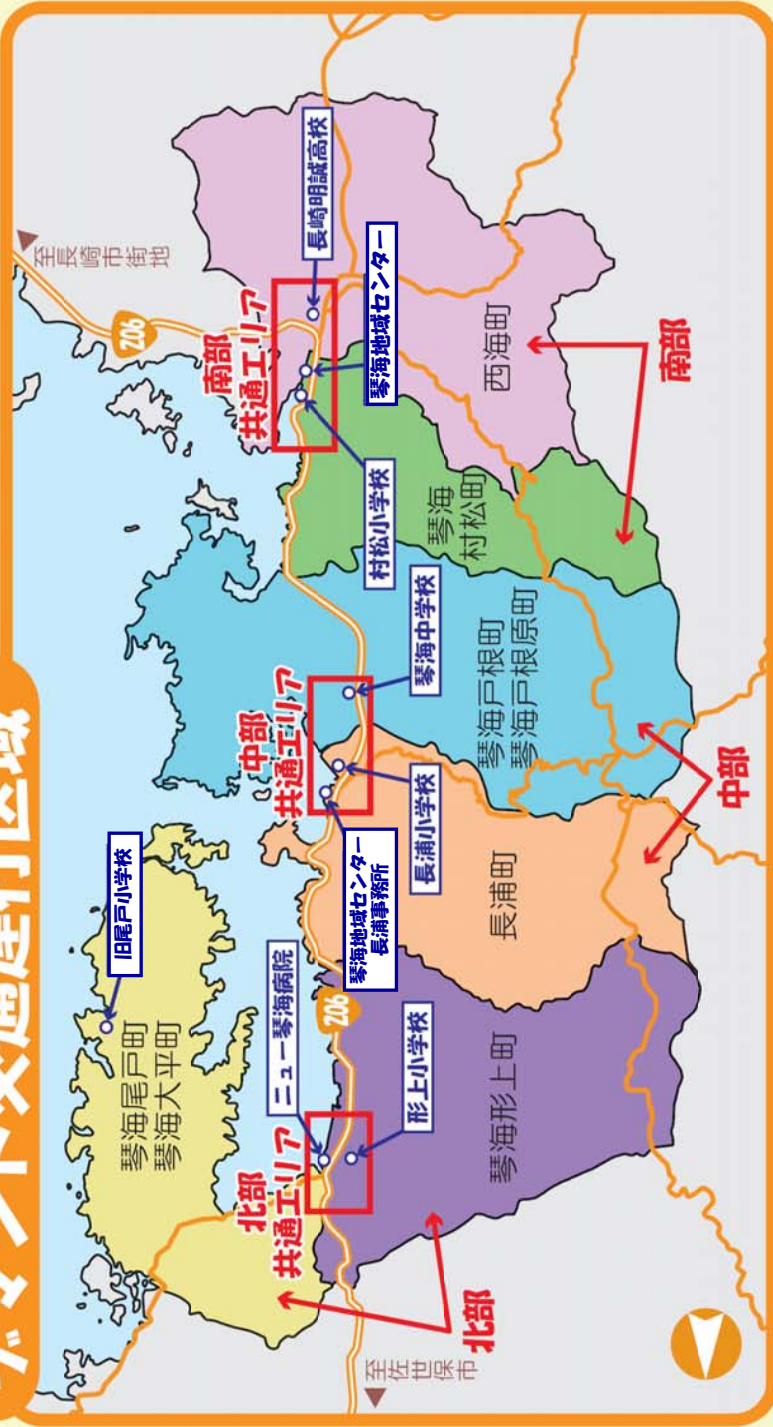
お待たせしました。  
ご希望の予約が取れました。  
9時にお迎えして、〇〇病院  
までお送りします。

### ご希望通りの予約が取れない場合



お待たせしました。9時にお  
迎えの便は既に他の方面への  
予約が入っており予約を受け  
付けることができません。  
8時30分または11時でい  
かがでしょうか。

## デマンド交通運行区域



## ご利用にあたって

### ◆◆ 利用可能区域 ◆◆

◆ 琴海地区を6つの運行区域(左図)に「デマンド交通運行区域」参照)に分けています。

◆ 共通エリアを含む同一の運行区域であれば、どこまでも利用できます。

◆ なお、共通エリアを除き、区域をまたいでのご利用はできません。

### ◆◆ 利用料金 ◆◆

- ◆ 大人300円(中学生以上) とも150円
- ◆ 乳児(1才未満) 無料
- ◆ 小学生以上の方と同伴した幼児(1才以上6才未満)は2名まで無料
- ◆ 障害者手帳をお持ちの方はとも運賃と同額となります。
- ◆ 長崎市交付の高齢者用及び障害者用のタクシー利用券が利用できます。

### ◆◆ 運行の内容 ◆◆

◆ 1 運行区域当たり、1日4便 運行します。

第1便：午前 7時～午前 9時迄	各時間帯で 1便のみ運行。
第2便：午前 9時～午前 11時迄	
第3便：午前 11時～午後 1時迄	
第4便：午後 1時～午後 7時迄	

※各便の時間や目的地的地は予約順で優先決定されます。

### ◆◆ その他の注意事項 ◆◆

- ◆ 行き先が同じ方面の方と乗り合いすることがありますので、多少、巡回する場合があります。時刻の前後10分程度ずれることがあります。
- ◆ 当日の時刻変更はできませんので余裕を持った時刻で予約してください。なお、予約の取り消しをする場合は、お電話でお知らせください。
- ◆ 定員(4名)や乗り合いの関係上、ご希望の時間に予約ができないう場合やご利用をお断りする場合があります。



## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】 環境部 中央環境センター

要望  
内容

【団体名】 大石地区自治会

【件名】 ごみ箱増設について

【概要】 他地区から持ち込みごみがあり、ごみがクリーンボックスに入りきれないことからカラス等が食い散らかしてごみが散乱していることがあるため、クリーンボックスの増設をお願いしたい。

## 【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他 (            )

琴海村松町 No. 20 番ごみステーションには、金属製のクリーンボックスを2基設置していましたが、ごみ量などを調査したところ、日によっては既存のクリーンボックスだけでは不足する状況も見受けられ、増設可能な場所もあったことから、ご要望のとおり金属製のクリーンボックス1基を今年3月20日に増設したところです。

なお、このごみステーションは、山間部で民家が点在する地区にあり、車が停めやすく利便性も高いごみステーションであるため、他地区からの持ち込みも一部あっている状況とお聞きしておりますが、長崎市では、ごみの収集日や分別の徹底等の観点から、基本的にはお住まいの地区のごみステーションをご利用いただくようお願いしているところであり、今後とも引き続き周知・徹底を図っていきたいと考えております。



いますが、災害の状況によって、臨時的に近隣の学校などを活用させていただくなど、臨機応変な対応を図りたいと考えています。

また、大雨特別警報時には一部の道路が冠水し、一時通行止めとなったように、災害の種類やお住いの地理的状況、避難のタイミングなどで有効な避難ルートが異なりますので、既存のハザードマップや地域防災マップを活用し、実際に地域でまち歩きを行い、複数の経路を想定していただくことが重要です。

なお、長崎市においては、いざというときに迅速な避難行動につなげるため、指定避難所以外にも、安全な建物にお住いの親族やお知り合いの方のところなど、いつ、どこに避難するかをあらかじめ決めていただく「マイ避難所運動」を実施しております。多くの地域で取り入れていただきたいと考えておりますので、ご協力よろしく申し上げます。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

建築部 建築指導課

要望内容

【団体名】 西海地区自治会

【件名】 宅地開発に係る許可について

【概要】

地域で団地造成が進んでいるが、地元住民の意見などを行政側が直接聞いてから、業者側に許可を出すようにしてほしい。

今の許可制度の流れでは、業者が自治会に説明に来るが、自分たちに都合の良いように話されているように思う。

## 【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他（            ）

宅地開発について、地元住民の意見などを行政側が直接聞いてから、許可を出すことにつきましては、現在、長崎市では、地元住民と開発事業者との間の紛争を未然に防止を図るため、長崎市開発許可に関する条例により、5,000平方メートル以上の宅地開発等については、事前に開発事業者において、地元住民の皆様を対象とした説明会を開催することとしており、この中で、開発事業計画に対する地元住民の意見・要望等についての話し合いを行っていただいているところでございます。

また、都市計画法に基づく開発許可につきましては、申請の内容が許可の基準に適合し、法律等の規定に違反していないときは、許可をしなければならないと定められていることから、これに従い許可を行っているところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、地元住民の皆様にご心配をおかけしている状況もあることから、今後につきましては、地元住民の皆様の要請に応じ、市職員が中立的な立場として説明会に出席して、地元住民の意見・要望等を直接聞くこととし、より一層、開発事業者への適切かつ公平な指導に努めてまいりたいと考えております。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

水産農林部 農林振興課

要望  
内容

【団体名】 琴海ニュータウン地区自治会

【件名】 イノシシ対策について

【概要】 琴海ニュータウンでもいのしし被害が出ており、いのしし対策ができないか

【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            3 不可能            ④ 調査検討  
5 斡旋            6 その他 (            )

長崎市では、有害鳥獣対策全般につきまして、「防護」、「棲み分け」、「捕獲」の3つの対策を基本に、猟友会やJA、長崎県、長崎市等の関係団体で組織された「長崎市有害鳥獣対策協議会」や、被害相談対応や被害対策のコンサルティングを効果的に実施するために、長崎市が委託した専門業者との連携を図りながら、対策を実施しているところです。

琴海地区の「防護」対策としましては、農作物被害に対し国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵の設置を進め、平成23年度から令和元年度にかけて約132kmを整備しております。また、市独自の取り組みとして、国庫事業の要件に該当しない小規模農地における農作物被害や市街地周辺の生活環境被害を防止するために、令和元年度に個人の農業者や自治会等へワイヤーメッシュ柵、約1kmを貸与しているところです。

「捕獲」対策は、長崎市有害鳥獣対策協議会による計画的な捕獲や捕獲隊の結成の推進により、捕獲体制が強化され、琴海地区においては、捕獲頭数は、平成28年度から毎年度600頭以上の捕獲実績があっているところです。

また、生活環境被害に対する対策への取り組みにつきましては、有害鳥獣による市街地周辺での生活環境被害の相談が増えておりますが、人口減少や高齢化が進む中、防護柵の設置や捕獲作業にかかる労力に課題もあることから、今後、生活環境被害対策を進めていくための被害状況の整理やその被害に応じた課題の抽出、対策の検討を行うこととしております。

琴海ニュータウンのイノシシの出没につきましては、3月9日と3月12日に地元自治会、長崎市、長崎市有害鳥獣対策協議会の地区相談員とともに、現地の確認を行い、その後、近隣住民にイノシシ出没に係る注意を促すための表示を設置いたしました。現在のところ出没報告はあっておりませんが、今後も地区の相談員と連携するなど地域と一緒にやって対応していきたいと考えていますのでご協力をお願いいたします。

長崎市としましては、有害鳥獣の生活環境被害対策は、喫緊の課題でありますので、今後とも、地域、関係機関などと連携して、市民の安全安心の確保に努めてまいりたいと考えています。

## 回 答 票

 琴海  
地 区

【担当部課名】

建築部 建築指導課

要望内容	【団体名】 琴海ニュータウン地区自治会
	【件 名】 空き家対策について
	【概 要】 琴海ニュータウンでも空き家が増えており、その維持や管理等のその対策ができないか。
【回答内容】	
1 可 能                (2) 一 部 可 能                3 不 可 能                4 調 査 検 討  5 幹 旋                6 そ の 他 (                                        )	
<p>空き家の維持や管理等の対策ができないかというご要望でございますが、長崎市においては、安全・安心で快適な暮らしの実現を目指して、空き家等の問題に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「長崎市空家等対策計画」を策定し、「特定空家等(注)にしない」「特定空家等をなくす」の2つの基本方針を掲げ、空き家情報バンク制度等による空き家の利活用や老朽危険空き家除却費補助金による老朽化し危険な空き家の除却を推進するなどの対策を行っております。</p> <p>長年管理されていない空き家であっても個人の財産であるため、基本的には、所有者が維持・管理する必要があります。</p> <p>ご心配の空き家等がございましたら、市が現地調査や所有者調査等を行い、所有者又は管理者に対して必要な助言・指導等を行ってまいりますので、建築指導課へご連絡ください。</p> <p>(注)特定空家等とは、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家のことです。</p>	



## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

市民健康部 動物管理センター  
北総合事務所 地域整備課要望  
内容

【団体名】 琴海ニュータウン地区自治会

【件名】 野良猫対策について

【概要】 琴海ニュータウンで野良猫の糞尿等による被害が増加しており、その対策  
ができないか

## 【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他 (            )

琴海ニュータウンにおける所有者がいない猫(以下「野良猫」といいます。)の糞尿等による生活環境被害につきましては、琴海南部公園における野良猫への無責任な餌やり行為などが主な原因と伺っております。

こうした行為があることについては、長崎市としましても認識しており、その対策として、公園の管理を行っている北総合事務所地域整備課で啓発看板を設置するとともに、動物管理センターにおいて、車載スピーカーによる音声啓発活動を実施したところです。

今後、動物管理センターにおいて、必要に応じ、自治会回覧用のちらしの提供、車載スピーカーによる音声啓発や個別指導などを行って参ります。

その他、長崎市では、平成26年度から野良猫による生活環境被害の抑制、猫の引き取り数と殺処分数を減らすため、野良猫への不妊手術を行う市民に対し、手術費用を助成するまちねこ不妊化推進事業を実施しているところです。

人と野良猫との共生を図る地域の取り組みとして、野良猫の数の減少と野

良猫による生活環境被害の削減、地域コミュニティの形成を目的として、自治会等の中で役割を決めて、野良猫の不妊化手術を行い、定期的な給餌、糞尿の清掃などを行うなどのいわゆる地域猫活動というものがあり、長崎市においても地域猫活動に取り組む地区がひろがってきていますので、貴自治会におかれましてもご検討いただければと存じます。

この様に、野良猫による生活環境被害を減らして行くためには、地域の自治会の皆様との情報共有、連携及び協働が必要です。

対策方法等も含めニュータウン地区の皆様と一緒に取組んでまいりたいと考えておりますので今後ともご協力のほどお願いいたします。

# 長崎市 猫の適正飼養ガイドライン 〔改訂版〕



みんな おうちで いっしょがいいね。

＊ ＊ ねこはできる限り屋内で飼いましょう ＊ ＊



# はじめに……ひととねこが平和に共存するまちづくりのために

ねこたちは、ながさきの風景に溶け込むように、わたしたちとともに暮らしています。同じ街に暮らす生き物としてねこをかわいがり餌を与えるひとがいる一方で、そうしたねこがもたらす糞尿や乱繁殖の被害に迷惑するひともいます。ひととねこが平和に共存するためには、ひとの側に「思いやり」と「ルールづくり」の両方が求められます。

このガイドラインは、ねこの正しい飼い方や接し方、ねこが好きなひととねこに困るひとを守るべきルールを明確にし、適切な飼育スタイルや動物愛護への理解を広めることを目的としています。ねこの被害に迷惑するひと、天寿を全うできない不幸なねこがなくなることで、「ひととねこが平和に共存するまち・ながさき」を実現できるように、このガイドラインを活用していただければ幸いです。



## 1 ねこの分類

このガイドラインでは、**所有**（飼われ方）と**管理**（給餌・衛生・健康）の面から、次のようにねこを分類します。

		管理面
飼い主がはっきりしている	① 完全室内飼いねこ	◎～○
	② 内外飼いねこ	○～△
飼い主がはっきりしない	③ 外飼いねこ	△～×
	④ 餌やりねこ	△～×
飼い主がない	⑤ ノラねこ	×
	⑥ ②～⑤のねこが生んだ子ねこ	×

ひととねこが平和に共存するために望ましい飼い方は「①完全室内飼い」です。ねこが健康で長生きできるための「思いやり」、ねこが地域住民に迷惑をかけないための「ルール」の両面から考えて、ねこを外に出すことが望ましくないのは明らかです。できるだけ「完全室内飼い」を行なうようにしましょう。



室内飼いのねことノラねこ、その暮らしは大きく違います



## 2 ねこの生態と習性

### (1) 成長

- 1～1.5 週齢 目が開く / 自力で排泄はできない
- 3～4 週齢 歩行開始 / 乳歯が揃い始める / 自力排泄が可能になる
- 1～2 ヶ月齢 ひとを含めた他の動物との接し方を身につける / 運動が活発に
- 3 ヶ月齢 歯が生え替わり始める / 混合ワクチン接種適齢 (1 ヶ月おきに 2 回)
- 4～5 ヶ月齢 体格は成猫に近くなる / 不妊化手術適齢 (体重 2kg が目安)
- 6～8 ヶ月齢 性成熟に達し、メスは出産可能に、オスも繁殖行動可能に
- 1 歳 成猫となり、ほぼ成長が止まる (人間に置き換えると 20 歳くらい)
- 7 歳～ シニア期に入る (人間の 45 歳くらい) / 定期的な健康診断を

### (2) 寿命

ノラねこは長生きしてもせいぜい 4～5 年と短命です (人間に置き換えると、せいぜい 30 代半ばで亡くなることになります)。一方、完全室内飼いのねこは、適切な栄養管理と健康管理を行なうことで、20 歳近くまで生きることもあります。

### (3) 繁殖

不妊化していないメスは年 2～4 回の発情期があり、交尾した場合は 100% 妊娠します。授乳中でも妊娠することがあり、また親子・兄妹間で繁殖することもあります。妊娠期間は 65 日、1 回の出産頭数は 2～6 匹が普通です。オスは決まった発情期はなく、メスの発情に誘発されて繁殖行動を行ないます。

### (4) 習性

- 夜行性 基本的に、昼間は休息し、夜間に活動が活発になります。
- トイレ 乾いた柔らかい土や砂地を好み、ほぼ一定の場所を選びます。この習性を利用すると、トイレのコントロールをすることができます。
- 行動範囲 個体差や環境にもよりますが、屋外にいるねこは概ね半径 250 m 程度のなわばりを持ちます。メスよりもオスの方が行動範囲は広く、また発情・繁殖行動中にはより広い範囲を動き回ります。
- マーキング オスはなわばりを主張するために、臭いの強い尿をスプレーのように飛ばしてマーキングを行ないます (去勢手術によって軽減されます)。
- 爪とぎ なわばりを示す・気分転換を図る・爪の新陳代謝を促すなど、さまざまな理由で爪とぎをします。爪とぎも、トイレ同様、ほぼ決まった場所で行ないます。
- その他 環境の変化に対しては敏感で、それがストレスとなります。一方、必ずしも広い活動スペースは必要としないので、十分に室内飼いは可能です。広さよりも、むしろ上下運動を好むため、キャットタワーなどを設置するとよいでしょう。

### 3 適正飼養とは

平成24年9月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」では、**飼い主（所有者）の責務**として、次のような適正飼養の項目を掲げています。

#### (1) 逃げ出さないように対策すること & 身元の表示をすること

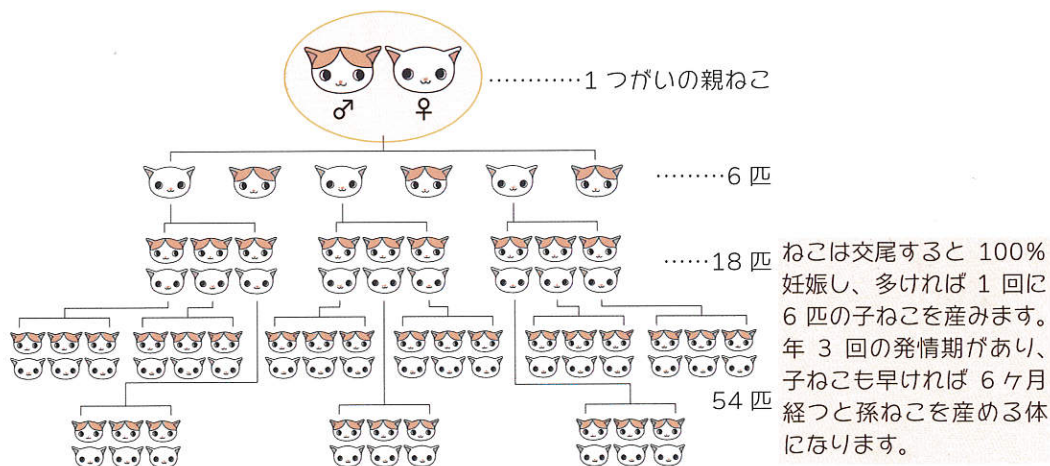
ねこを外に出すと、糞尿や鳴き声、車や庭木に傷をつけるなどして、ご近所に迷惑をかけてしまいます。また、交通事故や感染症によって命を落としたり、戻れなくなってノラねこになってしまうこともあります。「ねこへの思いやり」と「ご近所づきあいのルール」のために、完全室内飼いは必要です。完全室内飼いをしている、ねこは思いがけないきっかけで逃げ出してしまふことがあります。玄関や窓には脱走防止策を施すとともに、連絡先を書いた首輪やマイクロチップなどを装着しましょう。

#### (2) 終生飼養すること

飼う前にはねこの生態・習性を理解し、居住環境（ペット可であることの確認）、飼育費用、不妊化費用、治療費用、世話の時間など、家族全員で十分に話し合い、ねこを最期まで看取る決意と覚悟をもって飼いましょう。

#### (3) 不妊・去勢手術を施すこと

1つがいの親ねこからは、1年間で最大70匹の子ねこ・孫ねこが生まれます。できるだけ早く、頭数の少ないうちに、メスの不妊手術・オスの去勢手術を行ないましょう。



☆オス去勢手術のメリット：発情しない / 妊娠させない / マーキングが減る / 家出やケンカ・威嚇する鳴き声が減る / 性格が温和になる

☆メス不妊手術のメリット：発情しない / 妊娠しない / メス特有の病気が防げる

#### (4) 病気についての正しい知識を持つこと

猫白血病・猫エイズ・猫パルボ・猫カリシなどのウイルスによる感染症は、時には簡単にねこの命を奪いますが、その多くはワクチン接種によって防げます。また、狂犬病やパストレルラ症などの人獣共通感染症は、飼いねこから飼い主にも広がってしまいます。かかりつけの動物病院を持ち、ワクチン接種などの健康管理に努めましょう。



## 4 ねこの困りごと

よくある相談を例にしてみました。このほかにもさまざまな相談が動物管理センターや動物ボランティアには寄せられます。ねこの困りごとを抱えている方は、一度相談してみてください。同じようなことに悩んでいる人はたくさんいますし、解決策もきっとあります。

### ●子ねこを拾ってしまったが、どうしたらいいだろうか

家で飼えない場合は、他の飼い主さんを探しましょう。知り合いに声をかけるほか、動物病院やお店・コンビニにポスターを貼らせてもらったり、インターネットの里親さがしサイトに掲載してもらって、行政やボランティア主催の里親さがし譲渡会に参加するなど、たくさん方法があります。せつかく助けた命です。あきらめて放り出すことなく、最後まで責任を持って里親さがしを続けてください。



### ●庭によそのねこがやってきて糞尿被害を受けている

ガーデニングでやわらかくした土は、恰好のねこトイレになります。それを避けるには、より快適なトイレを用意するか、逆にねこにとって快適ではない環境づくりをする必要があります。市販のねこトイレを置いてみる、忌避剤（木酢液・竹酢液は比較的効果があります）をまく、水を撒く（猫は水を嫌います）、トゲトゲや超音波発生器など市販のねこ除けを置くなど、いろいろな方法を組み合わせながら試してみてください。

なお、ねこに罪があるわけではありませんので、虐待になるようなことをしてはいけません。愛護動物の虐待は犯罪です（2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処せられます）。その前に相談を！

### ●近所で餌やりをされ、ねこが集まって迷惑している

餌やりをする人は「かわいそうなねこ」が集まっている場所にやってきます。そして周囲から疎まれ、文句を言われても、なかなか餌やりをやめることはなく、深夜や早朝に時間を変えて餌やりを続ける傾向にあります。無責任な餌やり行為を地域からなくすためには、「かわいそうなねこ」をなくさなくてはなりません。

未去勢・未不妊のねこを外に出してしまう飼い主が地域にいませんか？ そこから生まれた子ねこのほとんどは「かわいそうなねこ」になりますから、地域に適正飼養の考えを広めることは重要です。また地域ぐるみで「かわいそうなねこ」を管理する「地域ねこ」のしくみも検討する価値があります。地域ねこ活動を行なおうとする自治会に対しては、行政・ボランティアの支援も受けられますので、ぜひ相談してみてください。

### ●家の前に猫を捨てられて困っている

愛護動物の遺棄は犯罪です（100万円以下の罰金）。所轄の警察署・交番に連絡して事情を説明するとともに、立看板や照明を設置したり、自分のねこは室内飼いにして外に出さないなど、捨てにくい環境を整えるのが効果的です。また、自治会にも相談して、地域ぐるみで捨てねこをされないまちづくりに取り組むことが望ましいです。





## ●去勢手術・不妊手術は受けさせたいが、お金がない

オスの去勢手術は1.5～2万円、メスの不妊手術は2～2.5万円程度かかるのが平均的です。決して安い金額ではありませんが、一定の条件を満たすと行政・獣医師会・ボランティア団体が行なっている事業から補助を受けられることもありますので、ご相談下さい。

何よりも、早めに・頭数が少ないうちに手術を済ませてしまうのが鉄則です。増えてからでは、手術費用もかさみますし、それだけでなく、毎月の餌代も何倍にも増えます。「将来の餌代を増やさないため」と考えて、手術のためにお金を回すように心掛けて下さい。



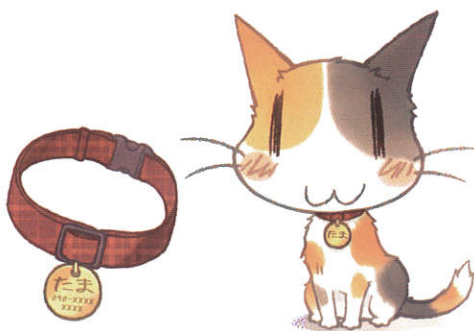
## ●飼いねこが迷子になってしまいました。どうしたらいいですか？

まず動物管理センターと地域の警察署・交番に、迷子になったねこの特徴（首輪の有無、雌雄の別、年齢、柄・模様、体格やしっぽの長さなど）とともに、迷子になった経緯を知らせて下さい。

実際にねこを捜すには人手と人の目が必要です。できるだけ多くの方に手伝ってもらいましょう。ちらしやカードを用意していつでも誰にでも渡せるようにします。

迷子になったねこは、2～3日は近所に潜んでいるケースが大半ですが、それ以降はかなり広い範囲をさまよい歩くこともあります（数km以上離れた場所まで移動してしまうことも稀ではありません）。「そのうち戻るだろう」と呑気に考えず、早く手を打つことが鉄則です。

そして、1ヶ月以上経過してから見つかることもありますので、決してあきらめずに探しましょう。きっと飼いねこもその思いに応えてくれるはずです。



## 長崎市のねこ事情

「長崎はねこが多い」と言われます。これほどねこが多いのは、車が通りにくいまちの造りや冬でも温暖な気候が、ねこにとって住み心地がよい点が挙げられます。しかしこのねこたちをめぐって市内のあちこちの地域でねこ好きの人とねこに困っている人とが対立し、トラブルともなっています。特にノラねこ（飼い主のいないねこ）に餌をあげている人たちの問題は、全国では殺人事件にまで発展してしまうこともあるぐらい深刻です。

ノラねこへ餌をやる人も決して悪いことをしているわけではなく、「かわいそうだから」という優しい気持ちを持った人たちです。けれども、自分ひとりで餌やりから糞尿の始末、繁殖制限のための手術など、すべてのねこの管理をすることはできません。そこで「地域ねこ活動」が生まれました。地域の中のねこ好き、ねこで困っている人、その他皆が一緒になって地域のノラねこを管理し、問題を解決してゆくことが大事です。



## 5 地域ねこ活動

「地域ねこ活動」ということば自体は、近年少しずつ知られるようになってきましたが、その中身についての理解はまだ十分には広まっていないようです。

「飼い主がはつきりしているねこ」については、飼い主が適正飼養のルールを守ることで、「ねこへの思いやり」も「ご近所づきあいのルール」も満たすことができます。けれども、地域の生活環境を考える上では、「飼い主がはつきりしないねこ」「飼い主がいないねこ」をそのまま放置しておくわけにはいきません。

そうした特定の飼い主がいないねこのうち、その地域の複数の住民やボランティアによって、(1) 定期的に餌を与えられ、(2) 糞尿の清掃が行なわれ、(3) 不妊化手術を施されているねこを「地域ねこ」と呼びます。このガイドライン 2 ページにある「ねこの分類」に挙げた④⑤⑥のねこたちがその対象となります。不妊化で一代限りとなったねこを、餌やり・トイレ・健康面からしっかりと管理するのが「地域ねこ活動」です。

「地域ねこ」は、通常 5 年程度、長くても 10 年程度で一生を終えます。全ての地域ねこがその天寿を全うしたときに地域ねこ活動も終了します。そのときには、ねこのもたらす被害に迷惑する人も、天寿を全うできない不幸なねこも、いなくなっているはずですが、無理やりねこをよそに追い払ったり捕獲・駆除するのではなく、ねこの寿命を待つてその数を緩やかに減らしていくことで、「ねこの被害に困っている人」「ねこに優しくしたい人」双方に配慮しながら、ひととねこが地域で共生できるようにしていくのが「地域ねこ活動」の目標です。

地域ねこ活動について、より詳しく知りたい方は、動物管理センターまでお問い合わせ下さい。

### TNR と耳先カット

TNR とは、<sup>トラップ</sup> Trap: 捕獲～<sup>ニューター</sup> Neuter: 不妊去勢手術～<sup>リターン</sup> Return: 元の居場所に戻す、の頭文字を取ったもので、飼い主のはつきりしないねこ・飼い主のいないねこを徐々に減らしていくための方法です。捕獲して不妊化手術をしたねこを元の場所に放すことにより、それ以上子ねこが生まれることがなくなるとともに、そこによそからねこが流入することを防ぎます（捕獲だけしたままそこにねこがいなくなると、その空白地帯によそのねこが流入するバキューム現象が起こります）。

TNR をきちんと行なった場合、子ねこの減少はその年から明らかに見られます。成ねこも含めた全体の頭数も概ね 3 年で半数近くまで減少します（長崎市内での先行事例より）。



不妊手術を済ませた目印として右耳の先に V 字の耳先カットを施したねこ  
(写真＝長崎県地域猫活動連絡協議会)



## 6 緊急・災害時対策

災害時においても、飼育動物は飼い主の責任の下、飼育・管理することが必要となります。家族の一員である飼いねこのために、安全に避難できるよう日頃から準備をしておきましょう。

- 保存ができる餌・水・常用薬を、少なくとも5日以上、確保しておきましょう。
- 飼い主が特定できるよう、迷子札とマイクロチップの二重の用意が、いざというときに有効です。
- はぐれた場合を想定して、飼いねこと飼い主と一緒に写った写真を用意しておきましょう。携帯電話に保存しておくのもよいでしょう。
- ケージやキャリーに入れるように、普段から慣らしておきましょう。
- 飼いねことともに行動し、避難場所へ向かいましょう。通常、ペットは避難所居室には入れません。飼育に必要な資材は、飼い主が持ち寄るのが原則です。

## 困ったときの連絡先

### ●飼い猫が迷子になったら／遺棄・虐待を見つけたら

長崎市動物管理センター（844-2961）

長崎警察署（822-0110） 大浦警察署（829-0110） 稲佐警察署（864-0110）

浦上警察署（842-0110） 時津警察署（881-0110）

### ●動物病院を探したい

長崎県獣医師会（0957-26-3678・<http://nagasaki-vet.com/byouin-1.html>）

### ●譲渡会で猫の里親を探したい／猫の里親になりたい

長崎市動物管理センター（844-2961・通例7/8/10月第3日曜）

長崎猫の会。（[nagasaki-ekonokai@yahoo.co.jp](mailto:nagasaki-ekonokai@yahoo.co.jp)・通例毎月第4日曜）

R&G 長崎の保健所の命を救う会（080-3221-1230・通例毎月第1日曜）

※いずれも猫の保護依頼は受け付けていません。日程・会場など、詳細はお問い合わせ下さい。

### ●地域ねこ活動について相談したい

長崎県地域猫活動連絡協議会「ねこ会議」（080-2080-0581・通例毎月第2土曜）

※相談会を実施しています。日程・会場など、詳細はお問い合わせ下さい。

### 長崎市動物管理センター

〒852-8104 長崎市茂里町2-2 TEL: 095-844-2961 FAX: 095-846-1197

E-mail: [doukan@city.nagasaki.lg.jp](mailto:doukan@city.nagasaki.lg.jp)

制作協力：長崎県動物愛護推進協議会長崎支部・長崎県地域猫活動連絡協議会

平成26年3月

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

環境部 廃棄物対策課

要望  
内容

【団体名】 琴海ニュータウン地区自治会

【件名】 粗大ごみ回収について

【概要】 粗大ごみの回収を市として実施できないか  
(合併前の状況も踏まえ、特別に費用負担を軽減した回収ができないか)

## 【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            ③ 不可能            4 調査検討  
5 斡旋            6 その他 (            )

粗大ごみの回収について、琴海地区の一部の自治会では、地域コミュニティの醸成などを目的に、自治会独自の仕組みとして粗大ごみの拠点回収が行われていると聞き及んでいるところです。

一方で、全市的な粗大ごみ回収の仕組みとしましては、事前申込みによる随時の戸別回収としており、ご家庭から速やかに回収できるなどの利点がございます。

また、料金については、サービスに要する費用についてサービスを受ける特定の方にご負担いただく受益者負担の観点などから、排出者に一定の手数料をいただいて粗大ごみの回収を行っているところです。

粗大ごみの回収に係る費用については、環境を守っていく意識の醸成等の観点からも、全市的な仕組みの中で、市民の皆様にご負担をいただく必要があると考えております。

今後ともごみ処理についての利便性向上等に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、現在はリユース(再利用)を目的としたインターネットなどによる買取りの仕組みも増えてきており、ごみの減量やひいては地球温暖化対策の観点などからも、このような仕組みもご活用いただければと考えております。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課

要望  
内容

【団体名】 琴海ニュータウン地区自治会

【件名】 自治会加入率低下対策について

【概要】 自治会加入率の低下問題を市としてどうにかできないか

## 【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他 (            )

自治会は、まちづくりを進めていくための地域コミュニティの核であり、地域の様々な団体同士が連携していく中で重要な役割を果たしています。その一方で、加入率の低下や自治会役員の高齢化、役員のなり手不足の問題等が発生しており、長崎市としても重要な課題の一つであると認識しています。

これらの問題の要因としては、①広く市民に対し、地域を支えている自治会の活動の周知が図られていないこと。②自治会加入の手続きのわずらわしく感じるかたがいらっしゃること。③役員の負担感が増していることや、住民の高齢化が進むにつれ自治会活動の担い手や参加者が減少していることといったものが考えられ、長崎市としても、さまざまな対応策を検討しているところです。

貴自治会におかれましても、ごみステーションの管理をはじめ公園や道路の清掃などの環境美化活動などを行っておられますように、自治会は、地域のまちづくりに関する様々な活動に取り組んでいます。「お住いの地域に自

治会があるからこそ、住みよい地域で暮らすことができる」ということを地域の皆さんに周知していく必要があると考えています。

そこで、長崎市では、広報紙「広報ながさき」において、自治会の皆さんの取組みを具体的な事例を交えて紹介させていただき、自治会活動の大切さについてお知らせしています。また、若者にもっと自治会活動に関心を持ってもらうことを目的として、自治会活動をニュース仕立てでまとめた動画を動画投稿サイトYouTubeで配信するなど、新しい形での周知に努めています。今後も様々な機会をとらえて、自治会の重要性の周知をより一層図っていきたいと考えております。

また、自治会加入のわずらわしさを解消するために、一つの方策として、ホームページからも手続きを行えるようにしています。お手持ちの携帯電話からQRコードを読み込んでいただくと入力画面に簡単にアクセスでき、手軽に手続きを済ませることが可能です。このQRコードについては、自治会加入促進チラシなどに掲載するなど、皆さんの目に触れるよう活用していくことで、一人でも多くのかたに加入していただきたいと考えております。

役員の負担軽減については、その1つとして、以前から自治会への発送物の減量化に努めておりますが、今年1月の一括発送文書からは、スマートフォンによる閲覧も可能となっております。ご利用いただくことで、より簡易に市からの一括発送文書を回覧することができますので是非お試しください。

自治会活動の担い手や参加者の減少につきましては、現在琴海地区においても、地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた話し合いが行われているとお聞きしています。協議会は地域の様々な団体が連携し、地域課題の解決に向けた取り組みを行うものです。協議会を設立した地区では、自治会の皆さんだけでなく、PTA や子育て中の方など地域のたくさんの方に話し合いの場に参加していただいたり、協議会が開催するイベント等に参加していただいたりする中で、改めて自治会活動の大切さを再認識させられたというお声も聞いております。地域のまちづくりのいくつもの場面で、地域の皆さん同士のつながりができていくのではないかと考えますので、一人でも多くの皆さんに、まずは、お声掛けするところから、長崎市も一緒に取り組ませていただければと思います。

今後とも、地域の皆さんの声をお聞きしながら、若い世代から高齢世代の皆さんまで、自治会活動に関わっていただくにはどのような取り組みを行うべきなのか一緒に考え、取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

理財部 資産経営室  
北総合事務所 地域福祉課要望  
内容

【団体名】 琴海地区少年補導員連絡協議会

【件名】 琴海北部研修センターの施設継続利用について

【概要】 今後も継続して同施設の利用を行いたいので、施設の継続について配慮をお願いしたい。

【回答内容】

- 1 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            ④ 調査検討  
5 幹 旋            6 その他（            ）

コミュニティ活動施設である琴海北部研修センターの近くには、同種同規模の公の施設があり、将来的には施設のあり方を検討する必要があると考えます。

しかしながら、建物については築 39 年と、建築後一定の年数は経過しているものの、特に危険で、今すぐにでも見直しが必要という状況ではないため、引き続き地域で活用していただきたいと思います。

将来的には、地域や利用者の皆様からのご意見や利用状況等を踏まえながら、検討を進めていきたいと考えております。



## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課

要望  
内容

【団体名】 時津地区交通安全協会琴海支部

【件名】 交通安全啓発看板の移管について

【概要】 今後、交通安全協会で設置した看板の管理や撤去が必要な時期が来るが、財源がないため、長崎市への移管をお願いしたい。

## 【回答内容】

- 1 可能      2 一部可能      3 不可能      4 調査検討  
5 斡旋      ⑥ その他（市としても維持管理等を行う）

現在、長崎市では、交通安全協会と一体となって、春、夏、秋及び年末の交通安全運動をはじめ、各種イベントやキャンペーンなどを行うことにより交通安全意識の啓発に取り組んでいます。

また、時津地区交通安全協会も加入している長崎市交通安全協会連合会に対しては、毎年、全市的に行う事業に対する補助を行い、長崎市内及び長与・時津地区の小学校に入学する全ての児童への「黄色い帽子とランドセルカバー」贈呈などの啓発事業を実施していただいています。

ご要望の交通安全啓発看板につきましては、長崎市と交通安全協会琴海支部が共同で設置した経緯がありますので、交通安全協会と協議しながら、維持管理、撤去を行っていきたいと考えています。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

市民生活部 自治振興課  
防災危機管理室

要望内容

【団体名】 琴海地区連合自治会

【件名】 自治会内の連絡システム整備への助成について

【概要】 琴海地区において、防災行政無線の更新前までは、単位自治会への放送を公民館等で予約できるシステムが設置されていたが、デジタル化に伴い廃止されており、新たに放送設備を整備するには多額の経費が予想されるため、その費用について、長崎市自治会集会所建設奨励費補助金の対象にしてほしい。

【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            ③ 不可能            4 調査検討  
5 斡旋            6 その他（            ）

長崎市自治会集会所建設奨励費補助金の対象経費は、自治会活動の推進に必要な自治会が所有する集会所の新築、改築、補修等に対して補助するもので、放送機器整備については対象としておりません。自治会単独の放送機器については、市が設置している防災行政無線設備とは別に単独で設置している自治会もありますが、長崎市としましては、緊急性、優先性及び必要性等を勘案しますと、当該補助金において対象経費を拡大することについては困難だと考えています。

なお、現在、地域へ放送する手段としましては、市が設置している屋外スピーカー（防災行政無線子局）から直接、放送する方法（自治会長様にはすでにご案内し、希望があった自治会には鍵の貸し出しを実施）や地域センターへ依頼していただき、放送する方法があります。地域センターへの依頼については、基本的に琴海地区全体に係る内容について地域センターの判断で

放送できることとなっておりますので、地域センターにご相談ください。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

企画財政部  
地域コミュニティ推進室要望  
内容

【団体名】 琴海文化協会

【件名】 既存団体の活動と地域コミュニティの関わりについて

【概要】 今、琴海地区でも地域コミュニティがつけられようとしているが、どのような形になったとしても今まで通りの活動ができることを望んでいる。

## 【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            3 不可能            4 調査検討  
5 斡旋            ⑥ その他（地域と協議）

ご指摘のとおり、琴海地区におきましては、地域コミュニティ連絡協議会の設立にむけて検討していただいています。

地域コミュニティ連絡協議会では、地域の様々な団体が連携することにより、地域の皆さんや他団体からの新たな視点からの事業の発案や単一の団体ではこれまで取り組むことができなかったような事業の実現が期待できるものと考えています。

琴海地区では、以前から琴海文化協会をはじめ各種団体の皆さんが様々な取り組みを行っていらっしゃいます。地域コミュニティ連絡協議会の設立に伴い、それぞれの団体の活動について、地域の皆さんや、地域コミュニティ推進室、総合事務所、地域センターと一緒に考えていければと思います。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

水産農林部 農林振興課

要望内容

【団体名】 (農)きんかい味彩市

【件名】 農業による地域活性化について

【概要】 直売所での販売は、地域の人々の生きがいづくりになっており、小さな農業が出来る仕組みを作って、移住者・かよい農業を行う人を増やすことができれば、地域の経済やネットワークづくりにも一役買える。

【回答内容】

1 可能

2 一部可能

3 不可能

4 調査検討

5 斡旋

6 その他 ( )

琴海地区においては、就農者が多く、きんかい<sup>あじさいいち</sup>味彩市などの農産物直売所や地域の方々が立ち上げた琴海地区農業振興協議会などの発展している組織があり、また、グリーンツーリズム長崎あつと！さ@琴海による活発的な都市農村交流体験も実施されています。

このようなことから、新たに農業に取り組もうとする方々にとりましても就農しやすいなどの受入れが整っている地域であると考えています。

「小さな農業が出来る仕組みを作って、移住者・かよい農業を行う人を増やす」ことについては、直売所での販売をはじめ、地域における受入れ体制のさらなる充実が必要であることから、今後において、地域農業の未来設計図である人・農地プランに基づき農地の利用集積・集約化などを進めるための集落の話し合いなどの中で、就農者増につながる具体的な取り組みについて、直売所も含めた地域の農業者の皆さんと十分話し合いを進めていきたいと考えていますのでご協力をお願いします。



ンプラリーなどを実施する際に本補助制度を活用することができます。

これらの取組みにより、地域としての魅力が域内外の多くの方々の目に触れる機会が増えると期待されますので、このような取組みをご検討される際には、まずは商工振興課までご相談ください。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】 北総合事務所 地域整備課

要望  
内容【団体名】 琴海地区連合自治会  
琴海ロードレース実行委員会

【件名】 北部地区の施設整備について

【概要】 ①琴海北部運動公園を含めその周辺の整備を行い、ウォーキングやジョギング等が気軽に楽しめる公園としての利用価値を高める

## 【回答内容】

1 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            ④ 調査検討  
5 幹 旋            6 その他（            ）

「琴海北部運動公園」は琴海地区の北部に位置し、隣接地を含めると面積が3.6haと広大で、琴海地区はもとより多くの市民のスポーツ・レクレーションの場として利用されています。

また、平成26年度に隣接する形上湾長崎国体ボート競技を開催するため、平成22年度に円滑な競技運営を目的に隣接地を買収し「琴海北部公園」として整備しています。

「琴海北部運動公園」内には駐車場や遊具、ナイター設備を有したソフトボール場が整備されており、更にはボートの艇庫が設置され、ボート競技も円滑にできる環境が整い海洋スポーツも活発に行われております。

用地や整備費用等を含め現状を踏まえますと、更なる利用価値向上を目的とした周辺の再整備につきましては困難な状況と考えております。

公園以外でも、周辺には素晴らしい景観のウォーキングやジョギングに適した場所もありますので、多様な地域の魅力も楽しんでいただきたいと思います。



ます。

なお、「琴海北部運動公園」につきましては、今後の利用状況等の推移を見ていきたいと考えています。

## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

北総合事務所 地域整備課

要望  
内容【団体名】 琴海地区連合自治会  
琴海ロードレース実行委員会

【件名】 北部地区の施設整備について

【概要】 ②河川の整備

## 【回答内容】

- ① 可 能            2 一部可能            3 不 可 能            4 調査検討  
5 幹 旋            6 その他（            ）

普通河川猪越川は琴海北部の琴海北部公園と琴海北部運動公園脇を流れ、自然の護岸が残る緩やかな河川です。

しかしながら、土羽の護岸は治水上課題もあることから、自然災害を未然に防ぐため、平成28年度に長崎市地域防災計画に位置付け、琴海北部公園南側の河口から360m区間が重要水防区域に指定されております。

長崎市地域防災計画に位置付けされたことを受け、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的に自然災害防止事業において河川の改良工事を行うことができることとなったため、令和2年度より年次計画により整備を行っていく予定です。



## 回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

福祉部 福祉総務課

要望内容

【団体名】 長崎市琴海地区民生委員  
児童委員協議会

【件名】 民生委員の人材発掘問題について

【概要】 民生委員・児童委員の候補者の選出が困難である

## 【回答内容】

- 1 可能            2 一部可能            3 不可能            4 調査検討  
5 斡旋            ⑥ その他（他の団体等への選出依頼）

本市では、民生委員推薦会の協力機関として、各地区民生委員児童委員協議会ごとに、民生委員地区推薦準備会（以下「地区推薦準備会」という。）を設置しており、民生委員・児童委員の候補者を選出していただいております。

この地区推薦準備会は、社会福祉協議会地区支部代表、民生委員代表、老人クラブ代表、自治会代表、保護司、PTA代表、少年補導委員代表、婦人団体代表及び学識経験者のうち、5名以上10名以内で委員を構成するよう定めております。

琴海地区におかれましては、民生委員・児童委員候補者を自治会長や現委員で選出されているとのことですが、琴海地区推薦準備会の委員が所属している老人クラブや保護司会、その他地域の中の様々な団体にもお声掛けをしていただくとともに、地域コミュニティ連絡協議会を立ち上げる中で、各種団体に御意見を伺うなど、幅広い候補者の選出に努めていただきますようお願いいたします。

回答票

琴海  
地区

【担当部課名】

こども部 子育て支援課

要望内容

【団体名】 どんぐりまつり実行委員会

【件名】 世代間交流の方法について

【概要】 琴海児童館で調理をしながら、世代を超えた交流ができる親睦会をさせてほしい。

【回答内容】

- 1 可能      ② 一部可能      3 不可能      4 調査検討  
5 斡旋      6 その他 (                  )

児童館のご利用は、児童だけでなく、どんぐりまつり実行委員会のような児童の健全育成を目的として組織された団体についてもご利用いただいているところですが、児童館には調理室が整備されておらず、食中毒などの危険性を考慮し、調理での利用をご遠慮していただいていたところです。

しかしながら、ご要望にあります児童館を利用した世代間交流ができる親睦会については、対象者が特定されており、安全面・衛生面に十分に配慮していただいた上であれば、実施できるものと考えます。